

## 7.2 原子力供給国グループ(NSG)

NSG: Nuclear Suppliers Group

### 7.2.1 設立の経緯

1974年のインドの核実験(カナダ製研究用原子炉から得た使用済燃料を再処理して得たプルトニウムを使用)をきっかけとして、1975年4月に核物質や原子力資機材を輸出している国が集まり「原子力輸出規制専門家会議」を開催された。

当初は、日本、米国、英国、フランス、旧西ドイツ、カナダ、旧ソ連の7カ国。後にイタリア、オランダ、ベルギー、スウェーデン、スイス、旧東ドイツ、チェコ、ポーランドが参加。1978年1月にガイドラインが公表された<sup>[8]</sup>。

核爆発装置の開発に寄与し得る原子力資機材・技術の移転の規制を通じて、核兵器の拡散を防止することを目的とする。

ただし、1978年から1991年までの間、ガイドラインは存在したものの、NSGは活動しておらず、ザンガー委員会が定期的に会合を開き、トリガーリストの見直しや改正を行っていた<sup>[9]</sup>。

### 7.2.2 NSGの組織<sup>[10]</sup>

- 総会

年に1回開催される。コンセンサス・ベースで行われる。NSGガイドライン、附属書、手続き事項、情報共有、透明性活動に関する事項について、協議グループ(CG)の勧告を考慮しつつ、Working Groupの設置を決めることができる。総会は、議長国に対し、特定の国とアウトリーチ活動を実施するよう命じることができる。

- 協議グループ(CG)

2001年のAspen(米)で行われた総会で決定された、期間ごとに行われる常設のグループ。年に最低2回開催される。ガイドラインに関する問題について協議する。決定はコンセンサス・ベースで行われる。

- 情報交換会議(IEM)

同会議は、総会の前に行われ、ガイドラインの目的や内容に関する情報及び進展などを共有する機会を加盟国に与えている。

- 昨今の活動

2002年12月に特別総会を開催し、核テロ防止を目的とした、包括的なNSGガイドライン強化改正案に合意。総会では、実効的な輸出管理こそ核テロの脅威に対抗する重要な手段であることを強調。北朝鮮の核問題について議論し、加盟国は全ての国に北朝鮮の核活動に資することがないよう、輸出や原子力技術の移転等に多大な注意を払うよう要請した。

### 7.2.3 議長

2017.6~2018.6年の議長国はスイス

### 7.2.4 加盟国<sup>[11]</sup>

2016年6月現在48ヶ国が加盟。インド、パキスタン及びイスラエルといったNPT非締約国やイラン等は参加していない。

## 参加に当たって考慮される要素

- ・ NSG ガイドラインのパート 1 及びパート 2 の付属書に含まれる項目の供給能力
- ・ ガイドラインの支持及びガイドラインに即した行動
- ・ ガイドラインに即した行動を行うよう国内輸出管理の法整備の強化
- ・ NPT、ペリンダバ・ラロトンガ、トラテロルコ、バンコク、セミパラチンスク条約又は同等の国際核不拡散条約の一つ以上を批准し、条約の義務を完全に遵守すること
- ・ 大量破壊兵器やその運搬手段に対する国際的な不拡散活動への支持

## 加盟国(48ヶ国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(欧州委員会はオブザーバーとして参加)

事務局<sup>[12]</sup>

在ウィーン国際機関日本政府代表部がポイント・オブ・コンタクトを務めている。(ポイント・オブ・コンタクトは、NSG 関連資料の受領、配布及び管理、各会合の開催予定等の通知及び開催、各議長への実務的な支援などを行っている。)

## 7.2.5 ガイドラインの構成

「NSG ガイドライン」と呼ばれる原子力関連資機材・技術の供給国(Suppliers)が遵守すべきガイドライン(法的拘束力のないいわゆる「紳士協定」: 公開文書)に基づいて輸出管理を行う。その構成は下図のとおり。(1991 年イラクの核開発計画の発覚を契機に、より広範囲の品目を規制対象とする必要性が認識され、1992 年にパート 2 を追加)

ガイドライン		
種類	原子力専用品・技術の移転に係る ガイドライン・パート 1 <sup>[13]</sup>	原子力関連汎用品・技術の移転に係る ガイドライン・パート 2 <sup>[14]</sup>
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文</li> <li>    パラグラフ 1: 総則</li> <li>    パラグラフ 2: 核爆発の禁止</li> <li>    パラグラフ 3: 核物質防護</li> <li>    パラグラフ 4: 保障措置</li> <li>    パラグラフ 5: 保障措置</li> <li>    パラグラフ 6: 機微な輸出に関する特別の規制         特にウラン濃縮、使用済み燃料の再処理及び重水製造については、核不拡散上機微な(sensitive)分野の資機材・技術として、その輸出は特別に厳格な規制の対象</li> <li>    パラグラフ 7: 濃縮に関する施設、設備、技術の輸出に対する特別の規制</li> <li>    パラグラフ 8: 供給された、またはこれにより生産された、核兵器又は他の核爆発装置に使用可能な物質に関する規制</li> <li>    パラグラフ 9: 再移転に関する規制</li> <li>    パラグラフ 10: 不拡散原則</li> <li>    パラグラフ 11: 履行</li> <li>    パラグラフ 12: 核物質の安全確保</li> <li>    パラグラフ 13: 効果的な IAEA 保障措置の支援</li> <li>    パラグラフ 14: トリガーリストの工場設計の特性</li> <li>    パラグラフ 15: 輸出管理</li> <li>    パラグラフ 16: 協議</li> <li>    パラグラフ 17: 協議</li> <li>・付属書 A(ガイドラインにいうトリガーリスト)</li> <li>・付属書 B(トリガーリスト品目の分類)</li> <li>・付属書 C(核物質防護のレベル基準)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文</li> <li>    パラグラフ 1: 目的</li> <li>    パラグラフ 2: 基本原則</li> <li>    パラグラフ 3: 用語の解説</li> <li>    パラグラフ 4: 輸出許可手続きの確立</li> <li>    パラグラフ 5: 輸出許可手続きの確立</li> <li>    パラグラフ 6: 移転の条件</li> <li>    パラグラフ 7: 再移転に関する同意権</li> <li>    パラグラフ 8: 最終規程</li> <li>    パラグラフ 9: 最終規程</li> <li>    パラグラフ 10: 最終規程</li> <li>・付属書</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材及び機材</li> <li>核物質(プルトニウム、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン、トリウム等)</li> <li>原子炉とその付属装置(圧力容器、燃料交換装置、制御棒、圧力管、ジルコニウム管、一次冷却材用ポンプ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材及び機材</li> <li>産業用機械(数値制御装置、測定装置等)</li> <li>材料(アルミニウム合金、ベリリウム、マレージング鋼等)</li> <li>ウラン同位元素分離装置及び部分品(周波数変換器、直流電源装置、遠心分離機回転胴制御装</li> </ul>

	重水、原子炉級黒鉛等 ウラン濃縮(ガス拡散法、ガス遠心分離法、レーザー濃縮)、再処理、燃料加工、重水製造、転換等に係るプラントとその関連資機材 ・技術:規制されている品目に直接関連する技術(ただし、「公知」の情報または「基礎科学研究」には適用しない。)	置等) 重水製造プラント関連装置 核爆発装置開発のための試験及び計測装置 核爆発装置用部分品 ・技術:規制されている品目に直接関連する技術(「公知の技術」又は「基礎科学研究」に関する情報には適用しない。)
輸出条件	・核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証の取付け ・受領国における核物質防護のための措置 ・受領国が輸入した品目を第三国に再移転する際、原供給国に与えた保証と同一の保証の当該第三国からの取付け ・受領国における IAEA 包括的保障措置の適用(1991年イラクの核開発計画の発覚を契機に条件強化として追加)	・移転の用途及び最終需要場所を記した最終需要者の宣言 ・当該移転又はその複製物がいかなる核爆発活動又は保障措置の適用のない核燃料サイクル活動にも使用されないことを明示的に述べた保証の取得

### 7.2.6 ザンガー委員会と原子力供給国グループ(NSG)との関係

ザンガーリストとNSGガイドライン・パート1のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされ、いずれかのリストが改正された場合には、他のリストにおいても検討し、反映させることになっている。

### 7.2.7 最近の動き

#### ・インド例外化の決定

2008年9月6日、NSG臨時総会は、ガイドラインが求める包括的保障措置適用に関し、インド(NPTに加盟せず、包括的保障措置の適用を受けていない国)に対する原子力資機材等の供給を行う場合に限り、その適用を除外するという例外化をコンセンサス(全会一致)により承認した。この決定により、インドに対するガイドライン・パート1及び2で定められた原子力資機材等の供給が、インドとIAEAの間の保障措置協定の適用を受ける民生用原子力施設で利用されることに限り認められることとなった。(詳細は10章最近の動向に記載)なお、2011年のガイドライン改正(下記参照)により、NPTの未締結国であるインドに対する濃縮・再処理に係る資機材等の供給は事実上認めらなくなった。

#### ・NSGの規制強化

濃縮、再処理といった機微な施設や技術について、予め定められたクライテリアを満たした国に対してのみ移転を認めるという、クライテリアベースドアプローチが議論されている。また、濃縮施設の移転に関しては、供給国が受領国に機微技術を提供しても受領国はその技術にアクセスできず、供給国のみがアクセスできるという「ブラック・ボックス・アプローチ」を追加条件とすることが検討されている。<sup>[15]</sup> なお、NSGは、2011年の第21回総会(於オランダ、ノールドヴェイク)において、濃縮及び再処理の技術等の移転に関するガイドラインを強化することに合意した。これにより、NSGガイドライン・パート1第6項及び第7項が改訂され、NPTの締結国であり、かつ、同条約に基づく義務を完全に遵守しているという基準を満たさない受領国に対する濃縮及び再処理に係る施設、設備及び技術の移転を許可しないこと等が盛り込ま

れた。